

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

私は、平成 20 年 6 月頃、A 社会保険事務所（当時）に行き年金の受給権や年金額のことなどを相談し教えてもらった。国民年金保険料については、余り知識が無く、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。申立期間の保険料は、B 市役所か C 出張所に行き納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号払出日から申立期間中の昭和 55 年 2 月 26 日に払い出されたことが推認でき、申立人の国民年金保険料が申立期間以降 31 年に渡って未納は無く、申立期間の保険料が現年度納付可能であるにもかかわらず、6 か月間と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 3 か月ごとの納付書により一括して B 市役所か C 出張所で納付したと主張しているところ、A 市役所では、1 枚の納付書で 3 か月ごとに納付できる形式のものとなっており、同市役所及び C 出張所で現年度の保険料を収納していたとしており、同市役所か C 出張所の窓口で納付したとする申立人の主張に信憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、B 市の保険料徴収整理簿では、申立期間及び昭和 55 年度 4 半期の保険料は未納になっているところ、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間のみが未

納となっているなど、行政機関側の記録管理に齟齬^{そご}が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで
私が20歳になった昭和52年*月頃、母に国民年金に加入するよう勧められ、母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、20歳になった昭和52年*月頃にその母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から53年5月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、申立人の保険料を納付したとするその母も申立期間については60歳になった昭和52年*月まで納付済みとなっており、国民年金保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月に、父がA町役場で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていた。

また、昭和47年12月に結婚し、B市役所で私が国民年金の手続をし、保険料は納付書によりC銀行（現在は、D銀行）又はE組合で私が納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和44年*月に、その父がA町役場で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、その申述のとおり44年*月頃に払い出されたと推認され、このことから、当該期間は保険料を納付することが可能な期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその父、母及び兄の保険料は納付済みとなっており、3か月と短期間である当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。
- 2 申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、結婚による氏名変更手続及び住所変更手続を的確に実施していることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間前後の国民年金保険

料は現年度納付済みであることから、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金については、元妻が夫婦二人分の保険料納付をしてくれたはずである。私は、申立期間である昭和 55 年頃に有限会社を経営していたが、この頃は会社の経営状態がとても良く、株式会社の買収を計画し、翌年に当該株式会社を買収している。このように会社の経営状態が良いときに、国民年金保険料を納付できないはずはなく、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の会社の経営状態はとても良かったので、申立期間の国民年金保険料を納付できないはずはないとしているところ、オンライン記録では、申立人は、昭和 45 年 7 月から申立期間の直前まで納付済みとなっている上、申立人が 9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立人の元妻が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、その元妻の保険料は、申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

申立期間の国民年金については、申立人である妻がA町役場(現在は、B市役所)で加入手続をし、保険料については、その妻が加入手続時に遡って納付したか、納税組合の徴収員に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、A町役場で加入手続を行い、保険料は加入手続時に遡って納付したか、納税組合の徴収員に納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料を納付することが可能であり、申立人が24か月間と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとするその夫の納付記録は、申立期間を含め全ての期間が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については110万円、申立期間②及び③については150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 19 年 7 月 2 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

株式会社Aから申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているが、当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書から、申立期間①は標準賞与額110万円、申立期間②及び③は標準賞与額150万円（申立期間②当時の厚生年金保険法の標準賞与額の上限額は150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出し、保険料も納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
株式会社 A に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書（平成 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年12月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年5月から同年9月までの期間は16万円、同年10月及び同年11月は17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から7年8月1日まで
厚生年金保険の加入記録を見ると、有限会社Aの資格喪失日が平成6年5月31日になっている。当時の預金通帳を確認したら、最終的に、7年8月31日に同社から現金で給与を受け取り、預金に入金した記録がある。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年5月31日（21年1月23日に、6年5月31日の適用事業所でなくなった日を取り消して、現在は6年12月20日となっている。）以降の同年12月20日に、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定を取り消した上で、同年5月31日に被保険者資格を喪失した処理を行っている。

また、オンライン記録によると、申立人以外の11人についても、申立人と同様に、標準報酬月額の定時決定（うち1人は随時改定）を取り消した上で、平成6年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理が同年12月20日に行われている。

しかし、申立人及び上記の 11 人の平成 6 年 10 月の定時決定（うち 1 人は随時改定）の取消し及び同年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を、同年 12 月 20 日に行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の有限会社 A における厚生年金保険の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた日である平成 6 年 12 月 20 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、資格喪失処理前のオンライン記録から、平成 6 年 5 月から同年 9 月までの期間は 16 万円、同年 10 月の定時決定の記録から、同年 10 月及び同年 11 月は 17 万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、平成 6 年 12 月 20 日から 7 年 8 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、有限会社 A に勤務していたことは認められるものの、有限会社 A は上述のとおり、6 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明で申立内容について確認できない上、同僚からも申立人の当該期間の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、平成6年7月から同年9月までは44万円、同年10月から7年4月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年4月30日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、平成6年7月から7年4月までの標準報酬月額が引き下げられている。申立期間についても、給与額に変更は無かったと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成7年3月1日に、6年10月の定時決定を取り消した上で、申立期間のうち、同年7月から同年9月までの期間については44万円から15万円に、同年10月から7年3月までの期間については41万円から15万円に遡及して訂正されており、その結果、同年4月の標準報酬月額は41万円から15万円となっていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間直前の平成6年6月分並びに申立期間内の同年7月分及び同年10月分から同年12月分までの期間の給与明細書によれば、給与の総支給額は各月分とも全て41万3,000円となっており、同年7月の厚生年金保険料は、訂正前の標準報酬月額に相当する額となっている上、他の月も訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、A株式会社の元取締役の標準報酬月額は、申立人と同日の平成7年3月1日に、6年10月の定時決定を取り消した上で、同年7月から7年3月までの期間について53万円から20万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

加えて、A株式会社の元役員は、当時同社の経営状況が悪くなりつつあり、社会保険料の滞納があったかもしれないとしている。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年7月から7年4月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、6年7月から同年9月までの期間については44万円、同年10月から7年4月までの期間については41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円、賞与支払日を平成 16 年 9 月 30 日と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 30 日

ねんきん特別便で、株式会社Aに勤めていた平成 16 年 10 月の標準賞与額が 51 万 9,000 円と記録されていたが、賞与支給額は 519 万 6,500 円なので、正しい標準賞与額は上限額の 150 万円である。厚生年金保険料の控除は 150 万円の標準賞与額でなされており、賞与明細書もあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、賞与額 519 万 6,500 円の支払を受け、標準賞与額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主提出の厚生年金保険料増減内訳書によると、申立人の申立期間における賞与支払日は、平成 16 年 10 月 1 日として記録されているが、当該事業所に係る給与台帳において同年 9 月分として処理されていること、及びB銀行C支店の振込依頼票の賞与振込日（16 年 9 月 30 日）から、同年 9 月 30 日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って標準賞与額を 51 万 9,000 円として届出を行ったことを認めていることから、事業主が 51 万 9,000 円を標準賞与額として社会保

険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年1月から16年4月までを50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月11日から16年7月31日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、有限会社Aに営業担当として再度勤務をした申立期間の標準報酬月額が、自分が所持する源泉徴収票等と比べて低額であるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額について、当該事業所の顧問税理士事務所が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）では、15年1月分から同年3月分までの月額給与の各月の支給額は50万円であるが、事業主は、14年8月分からの支給額80万円に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年4月から16年4月までについて、源泉徴収簿では、当該月の月額給与の支給額は50万円であるが、事業主は、当該額に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年1月から16年4月までに係る標準報酬月額については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から判断すると、50万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成13年7月から14年7月までの標準報酬月額について、源泉徴収簿では、13年7月分から14年7月分までの月額給与の各月の支給額は34万9,000円であり、オンライン記録及び雇用保険の資格取得時賃金見込額と一致している。

また、申立期間のうち、平成14年8月から同年12月までの標準報酬月額について、源泉徴収簿では、月額給与の各月の支給額は80万円に増額されているものの、事業主は、従前の34万円に見合う同保険料を控除している。

さらに、申立期間のうち、平成16年5月及び同年6月に係る標準報酬月額について、上記税理士事務所が保管する申立人に係る賃金台帳及び源泉徴収簿では、有限会社Aによる給与の支給が無く、同年4月30日付けで支給された月額給与が最終のものとされており、申立人が当該事業所において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されたことを確認することはできない。

このほか、申立期間のうち、平成13年7月から14年12月までの期間、16年5月及び同年6月について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年7月から14年12月までの期間、16年5月及び同年6月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年12月16日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が8万円及び9万2,000円となっており、当時の給与と比較し半額以下である。実際に支払われた給与と相違しているので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、株式会社Aにおける申立人に関するオンライン記録によると、当初、平成5年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額は22万円と記録されていたものが、同年11月4日付けで同年3月1日に遡及して標準報酬月額に係る同年10月の定時決定の記録を取

り消し、同年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額が8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成5年3月1日現在で厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚35人（申立人を含む）を調査したところ、全員が同日から標準報酬月額が随時改定により8万円（当時の下限額）に改定されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aにおける申立期間①当時の元事業主は、「経営を任せていた当時の専務から、会社の経営が厳しいため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額で加入を継続し、事業が復活したら正常にすればよいと勧められたため、意図的に標準報酬月額を低くする届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において申立人に係る5年3月に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の同年3月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、22万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、平成6年10月から7年11月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている同僚が所持する給与明細書によれば、5年3月から8年12月まで毎月34万円から38万円の給与が支給され、総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、ほかの同僚についても、5年1月から9年12月までの給与振込みの預金通帳、9年の給与明細書は所持しており、毎月20万円から26万円の給与が支給され、総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。なお、5年10月当初の定時決定の際、申立人は22万円であるが、当該同僚は20万円と記録されており、6年10月以降については、全て同額（8万6,000円、9万2,000円）の標準報酬月額となっている。

また、申立人が所持する平成7年10月及び同年11月の預金通帳による給与振込額、平成7年度市民税・県民税納税通知書兼領収証書及び雇用保険受給資格者証における賃金日額から判断すると、申立期間②について、標準報酬月額（22万円）に相当する額が支給されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、申立人が申立期間②において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該申立期間②に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和17年6月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から19年4月1日まで

60歳到達前に社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、昭和62年*月*日付けでC社会保険事務所長（当時）からの「厚生年金保険被保険者資格について（回答）」という回答書もらった。

この回答書には、A株式会社の勤務期間のうち、申立期間を含む「昭和17年6月1日から19年8月1日までの期間は被保険者期間です。」と記載されていることから、60歳到達後に年金請求をしたところ、申立期間については記録が無いと言われた。

一緒にA株式会社に入社した小学校の同級生が申立期間当時の厚生年金を受給していることを知り、社会保険事務所に「回答書」を持参したが、その際も申立期間の記録は確認できないと言われた。

C社会保険事務所長名の回答書は、申立期間を被保険者期間と認めていることから、納得できないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A株式会社の事業主は、「保管する人事記録により、申立人が昭和17年4月1日に入社、同年6月1日から給仕として本採用となり、継続して勤務していた。」と供述している。

また、申立人は、60歳到達前に社会保険事務所において、厚生年金保

険の被保険者記録を照会した際に、C社会保険事務所長が昭和 62 年*月*日付けで発行した申立期間を含む「17 年 6 月 1 日から 19 年 8 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間です。」と記載された「厚生年金保険被保険者資格期間について（回答）」を保管している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社と一緒に入社したとする同僚の資格取得日は、昭和 17 年 6 月 1 日となっている。

加えて、上記C社会保険事務所長の回答書について、日本年金機構D事務センターは「上記回答の原義は廃棄されており、また、当時の回答を行った職員も確認できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30 円（第3等級）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち平成元年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年4月及び同年5月については47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月1日から59年6月27日まで
② 昭和60年3月14日から同年6月21日まで
③ 昭和60年10月21日から63年3月1日まで
④ 昭和63年3月1日から平成4年1月1日まで

昭和58年にA株式会社に入社してから、B株式会社、株式会社Cを経て株式会社Cの子会社であるD株式会社を平成4年に退社するまでの間の標準報酬月額が、給与支払明細書のものとは違っている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間④のうち平成元年4月及び同年5月については、申立人が保管

するD株式会社の給与明細書により、申立人が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額26万円を超える報酬月額47万円の支払を受け、標準報酬月額47万円に見合う厚生年金保険料2万9,140円を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は履行したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、②、③並びに申立期間④のうち昭和63年3月から平成元年3月までの期間及び同年6月から3年12月までの期間については、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A株式会社及びC株式会社（現在は、A株式会社）には継続して勤務していたが、昭和 60 年 8 月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年 8 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の社員台帳、同社への照会に対する回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及びC株式会社に継続して勤務し（昭和 60 年 9 月 1 日にA株式会社B工場からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 60 年 8 月の月額変更の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA株式会社B工場における資格喪失の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、41年1月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和40年2月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、同年2月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月11日から41年9月まで

私は、A株式会社で昭和40年2月から41年9月まで勤務していたが、年金事務所に確認してもらったところ、厚生年金保険の資格取得日は分かるが、資格喪失日が分からないと言われた。資格喪失日を調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和40年2月11日となっている申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該記録はオンライン記録においても確認できる。

また、申立人は、A株式会社では、社員寮に入っていたとしており、一緒に寮に住んでいた同僚3人の名前（うち二人については、フルネームを記憶している。）を記憶しており、フルネームが分かる二人については同社での被保険者期間が確認できる上、同僚照会を行い回答があった二人から申立人がA株式会社に勤務していたとの供述があることから、当該未統

合となっている被保険者記録は申立人に係る記録であると認められる。

さらに、同名簿では、当該事業所が昭和40年9月2日に同年10月の定時決定の届出を行った記録が確認できる上、申立期間の標準報酬月額が1万2,000円から2万円に改定されていることが確認できる。

加えて、同名簿で、申立人が資格を取得したページとその前後5ページで昭和40年10月に標準報酬月額が定時決定されている記録がある同僚45人のうち、41人が41年1月1日に資格を喪失していることが確認でき、同僚照会においても、41年1月1日はA株式会社からB株式会社へ社名変更があり、全員が資格を喪失したと思うと供述していることから、資格喪失日は同日であると推認できる。

一方、A株式会社における申立人の申立期間のうち、昭和41年1月1日から同年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額の改定の記録は、同名簿では40年11月以降は確認できない上、41年4月1日から書換えが行われた同社の事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない。

また、当該事業所は昭和43年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立期間当時の事業主の所在も不明であり、同僚からは41年1月1日から同年9月までに係る勤務実態及び保険料控除について、具体的な供述を得ることができず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年2月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同被保険者資格喪失日は41年1月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和40年2月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、当該被保険者名簿において確認できる当該未統合記録における標準報酬月額の記載から、同年2月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年4月から同年6月までは50万円、同年7月から同年10月までは53万円、同年11月から10年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から10年8月1日まで

私は、A株式会社に昭和60年6月から平成14年9月まで勤務したが、そのうち、6年4月から10年7月までの標準報酬月額が実際の給与支給額（56万円）より少ない9万8,000円になっているので、調査して記録を訂正してほしい。なお、私は、同社ではB部長という肩書きで勤務しており、頼まれて2年間だけ取締役就任したが、形だけであり、実質は役員としての業務は行っていない。申立期間当時、会社は資金繰りに苦勞しており、社会保険事務所の職員が来社して、保険料の納付を促しており、さらに資金繰りが苦しくなつてからは、全員、厚生年金保険から国民年金に変えさせられたが、申立期間における自分の標準報酬月額が引き下げられたのは知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成6年4月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、6年4月から同年6月までは50万円、同年7月から同年10月までは53万円、同年11月から9年9月までは56万円と記録されていたが、同年9月26日付けで、いずれも9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（9年10月1日）で、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているものの、当該定時決定については、当初、9年

8月26日付けで56万円と記録されていたところ、当該遡及訂正処理を行った9年9月26日付けで当該定時決定の記録を取り消し、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほか、4人についても同様の処理がなされており、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A株式会社の閉鎖登記簿謄本において、申立人は、平成6年4月15日から8年4月15日までの期間は取締役であったが、当該訂正処理が行われた9年9月26日には既に取締役を退任していることが確認できる上、申立人は、B部長としての業務に従事しており、経営等に関与したことは無いとしているところ、同社の経理を担当していたとする元同僚及びほかの同僚の一人は、同社の重要事項の決定は全て当時の事業主及び前事業主が行っていた旨の供述をしていることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成9年9月26日付けで行われた当該訂正処理は事実即したものとは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、6年4月から同年6月までは50万円、同年7月から同年10月までは53万円、同年11月から10年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は、19年2月1日であると認められ、かつ、同社C工場における資格取得日は同年2月1日、資格喪失日は20年9月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年7月までは30円、同年8月から18年12月までは40円、19年1月から同年6月までは50円、同年7月から20年2月までは60円及び同年3月から同年8月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月5日まで

国民学校卒業と同時に学校からの推薦でA株式会社に応募し採用され、D町及びE町の同社のF所に勤務した。終戦により、昭和20年9月に退職したと記載したメモも所持していた。申立期間のA株式会社での被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA株式会社が発行した資料及び当時の同僚に関する詳細な供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が空欄となっているものの、昭和17年4月2日に被保険者資格を取得（保険料徴収開始は17年6月1日）した後、同年8月1日及び19年1月1日の随時改定の記録が確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同社での資格喪失日は同年2月1日と記載されている。

また、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和19年2月1日に被保険者資格を取得し、20年9月5日に

資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社において、昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 19 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出並びに同社C工場において、同年 2 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 20 年 9 月 5 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険労働者保険被保険者名簿及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から同年 7 月までは 30 円、同年 8 月から 18 年 12 月までは 40 円、19 年 1 月から同年 6 月までは 50 円、同年 7 月から 20 年 2 月までは 60 円及び同年 3 月から同年 8 月までは 70 円とすることが妥当である。

なお、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 5 日までの期間は、脱退手当金支給済期間である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和27年8月13日、資格喪失日は同年11月1日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月頃から同年11月頃まで

日本年金機構からB区のA株式会社における勤務について問い合わせがあり、勤務していたことを思い出した。保険料控除の記憶は無いが、当時、健康保険に加入している職場に勤めることを優先しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所において、昭和27年8月13日に被保険者資格を取得した申立人の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できるものの、資格喪失日に係る記録が無い上、当該記録に係る厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日も空欄となっており、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

また、当該事業所は既に解散している上、当時の役員や社会保険担当者も確認できないことから、申立人の当該事業所での被保険者資格喪失日を確認できる資料や証言を得ることができないものの、申立人が、「A株式会社を退職した後、遊んでいるならうちで働かないかと叔父に誘われ、叔父が勤務していた会社に就職するまでに1か月も無かった。」と供述しているところ、その叔父の紹介により、申立人が入社したC株式会社の当時の複数の同僚が、入社と同時に厚生年金保険に加入した旨の供述をしていること、及び申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和27年11月15日となっていることを踏まえると、申立人は、少なくとも

もA株式会社において、同年10月末まで勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は同年11月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B部における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を110円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から同年7月12日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月12日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月1日から21年7月12日まで

A株式会社に勤務し、その後兵役に就き、戻ってきた時には所属の会社がC株式会社になっていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した申立人に係る職員名簿から、生年月日は大正3年*月*日と事実と異なる記載がされているものの、申立人が昭和17年5月22日に同社に入社し、21年8月1日にD株式会社（その後、C株式会社に社名変更）に出向、23年2月29日に退職したことが確認できる。

また、A株式会社B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が上記職員名簿記載の大正3年*月*日となっている健康保険の資格記録（資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は当該事業所が適用事業所でなくなった21年5月1日）が確認できるとともに、同健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者番号(*)は厚生年金保険被保険者番号払出簿から、19年6月1日に付番されたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年9月30日までの期間については、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行前に

おける労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）が施行されており、同法においては、男子筋肉労働者が加入対象とされ、申立人は、入社時から E 課に所属していたことから、同法に係る被保険者ではなかったものと推認される。なお、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法の適用準備期間であり、同法に係る保険料徴収の開始は同年 10 月 1 日以降であったため、同法に係る被保険者期間とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 株式会社 B 部において、昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 21 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、110 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間については、事業所記号順索引簿によると、A 株式会社 B 部は適用事業所でなくなった同年 5 月 1 日に、他部門と統合されて新たに A 株式会社として適用事業所となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は見当たらないものの、F 県 G 部の軍歴証明書から、申立人が 18 年 8 月 17 日に H 軍に召集され、21 年 7 月 12 日に召集解除されたことが確認でき、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が H 軍に召集されていた 21 年 5 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、同法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であったとすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる同僚の記録から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
② 平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 4 月 1 日まで

A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 11 月 30 日までの標準報酬月額が遡って引き下げられていることに納得がいかない。訂正前の月額に訂正してほしい。

また、平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 4 月 1 日まで引き続き同社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する 34 万円と記録していたところ、A 株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 11 月 30 日）より後の同年 12 月 3 日付けで申立人を含む 21 人について、標準報酬月額が 4 年 8 月 1 日まで遡って引き下げられており、申立人の場合、同年 8 月から 5 年 9 月までは 34 万円から 19 万円、同年 10 月は 34 万円から 18 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、34 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、平成5年11月30日から6年4月1日まで引き続き同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことを確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人は、平成5年11月30日から6年*月*日（60歳に達した日）まで国民年金に加入し、保険料を全額納付済みとなっていることが確認できるとともに、B市役所の回答から、当該期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年11月30日まで
② 平成5年11月30日から6年2月25日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から5年11月30日までの標準報酬月額が遡って引き下げられていることに納得がいかない。訂正前の月額に訂正してほしい。

また、平成5年11月30日から6年2月25日まで引き続き同社に勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する17万円と記録していたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）より後の同年12月3日付けで申立人を含む21人について、標準報酬月額が4年8月1日まで遡って引き下げられており、申立人の場合、17万円から11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、17万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、

平成5年11月30日から6年2月25日まで引き続き同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことを確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し保険料を全額納付済みとなっていることが確認できるとともに、B市役所の回答から、当該期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年1月7日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、5年6月から同年12月までの期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、平成6年1月7日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける上記訂正後の被保険者資格喪失日（6年1月7日）に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間は、明らかでないと認められ、同年2月1日から同年4月1日までの期間は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から6年4月1日まで
平成3年8月7日から6年3月31日まで株式会社Aに勤務し、その間に給与から厚生年金保険料が控除されていた。同社での厚生年金保険の資格喪失日が5年6月30日の記録となっているが、6年4月1日が正しいと思うので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年6月30日から6年1月7日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人の株式会社Aにおける離職日は6年3月31日であることが確認できるとともに、申立人が保管し

ていた給与明細書から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年7月31日より後の6年1月7日付けで、遡って、申立人の5年10月の定時決定を取り消した上で、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われているほか、複数の元同僚についても同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録の処理は、有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は上記資格喪失処理が行われた平成6年1月7日に訂正することが必要と認められる。

また、平成5年6月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、53万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年1月7日から同年4月1日までの期間については、社会保険事務所の手続に不合理な点が見当たらないところ、雇用保険の加入記録及び申立人が保管していた給与明細書から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成6年1月から同年3月までの給与明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、当初、平成5年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたものが6年8月23日付けで、同年2月1日に訂正されており、申立期間のうち、同日以降の期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本において、同社は、当該期間当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているところ、当該期間のうち、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間のうち、平成6年2月1日から同年4月1日までの期間については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和39年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和28年3月1日から60歳定年の平成6年*月末日までA株式会社に勤めていた。申立期間はA株式会社C支店から同社本社に転勤した時で、同社に継続して勤務していたのに1日の欠落期間となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の証言及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人及び元同僚は、昭和39年11月30日までは同社本社に転勤したと証言していることから、同社本社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を39年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る社会保険事務所（当時）における昭和39年12月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月

当時勤めていた会社を辞めるに当たり、平成4年6月29日に退職すれば年金を払わなくてよいとのアドバイスを受け退職したが、数か月後役所からだと思うが入金^{かいはり}の催促があり、約3万円の保険料を振り込んだ。

同じ期間の妻の保険料は3号ではなく納付済みとなっており、一緒に保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月に退職して数か月後にその妻の分の国民年金保険料と一緒に約3万円の保険料を納付したとしているが、申立人が納付したとする額は申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料合計額と乖離し、その妻の保険料も6年7月7日に過年度納付していることがオンライン記録及び妻が所持する領収証書から確認できるなど、申立人の申述と整合しない。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載が無く、申立人も所持する年金手帳以外に交付された年金手帳は無いとしていることから、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれず、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 12 月に結婚した時に夫が A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、その時から私が主人の分と合わせて国民年金保険料を納めていたと思う。実家の母親にも年金のことはうるさく言われていたので、自分だけが納めていないということは無いはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月頃、その夫が国民年金の加入手続を行い、その後の保険料は申立人が申立人とその夫の分を納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続をしたとするその夫は、加入手続についての記憶が定かではないとしている上、申立人とその夫の保険料を納付したとする申立人は、納付したとする金額が当時の保険料額と異なるなど納付についての記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から昭和 59 年 10 月頃に払い出されたと推認でき、払出時点からすると、申立期間のうち 57 年 8 月以前は時効により保険料を納付できず、57 年 9 月から 59 年 3 月までは過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、遡って納付した記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から9年5月までの国民年金については、加入していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から9年5月まで

平成3年4月に現在勤務している会社に就職したが、厚生年金保険の適用がなかったため、会社の人に勧められA市役所で国民年金の加入手続をしてオレンジ色の年金手帳をもらった。現住所に引っ越しする時に新しい青色の手帳があったので古いオレンジ色の手帳は必要ないと思い捨ててしまった。

国民年金保険料を納付した記憶は無いが、確かに申立期間は国民年金に加入していたのに未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃、会社の人に勧められA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に付番される国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料も納付することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、申立人が主張する平成3年頃に、加入手続をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は平成3年10月1日にA市の国民健康保険被保険者資格を喪失し、同日付けで申立人が勤務する事業所が所属する業種別国民健康保険組合に加入していることがA市の記録により確認できることから、国民年金の加入手続についてこのことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、国民年金に加入していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から9年10月までの期間、11年7月から同年8月までの期間及び13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から9年10月まで
② 平成11年7月から同年8月まで
③ 平成13年10月

私は、再三A市から年金を納めるように言われたので市役所に相談したところ、相談した時点から国民年金保険料を納め始めても受給資格の25年にならないことが分かったので納めなかった。

しかし、平成9年10月頃、テレビ番組で国民年金と厚生年金保険の納付期間を合算して25年以上あれば老齢基礎年金を受給できること、国民年金は70歳まで納付できること、及び保険料は過去の2年間遡って納められることを知り、すぐにB社会保険事務所（当時）に電話してその時点から遡って納める場合の2年間の保険料が約30万円であり、これから納付を続ければ64歳数か月で年金受給に必要な期間を満了すると教えてもらった。そこで、7年11月から9年10月までの2年間の保険料約30万円を窓口で納めた。それからは未納が無いよう気にしながら納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成9年10月頃、国民年金の再加入手続を行ったとしているが、オンライン記録から、申立人に11年9月に国民年金の加入勧奨が行われたことが確認でき、A市の国民年金に関する記録から、申立人の国民年金被保険者資格の取得・喪失について、4年9月1日の喪失、5年1月1日の取得、10年11月26日の喪失、11年7月16日の取得の届出が11年11月29日に受け付けられている

ことが確認できる。

また、上記A市の記録において、「66歳頃まで必要なこと了承済み」（受付日平成11年12月6日）との記録及び申立期間①直後の9年11月から10年10月までの保険料が11年12月29日に遡って納付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人が国民年金への再加入の手続を行ったのは平成11年11月頃であると推認でき、申立人の申述と異なる上、申立人が11年12月29日に遡って納付した時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料の納付期間、納付時期など納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間②直後の平成11年9月から12年3月までの保険料は13年10月29日に遡って納付されており、その時点では申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。
- 3 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月
② 平成2年3月

私は平成2年3月頃、夫と一緒にA社会保険事務所（当時）に行き、国民年金の加入手続をした。そのときに窓口で未納である2か月の保険料を納付した。保険料は2か月で1万6,000円くらいであることを確認して納付したことを覚えている。申立期間が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続をしたとする平成2年3月時点で国民年金に未加入であった期間は申立期間を含めて元年8月及び同年11月から2年3月までの期間の6か月間であり、申立期間①及び②の間の元年11月から2年2月までの4か月間の保険料が徴収されずに、申立期間のみが徴収されることは考え難い上、申立期間①及び②の間の国民年金加入期間の元年11月から2年2月までは納付済みであるが、申立人は、この期間の国民年金保険料を納付したことを覚えていないなど、保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳において、申立人が国民年金被保険者資格を平成元年11月28日に取得し、2年3月22日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

私は20歳になった時に母が国民年金の加入手続を行ってくれ、「誕生日プレゼント」だと言われたことを覚えている。年金手帳の「初めて被保険者となった日」に20歳の誕生日が書かれていることがその証拠である。

21歳頃まで両親と同居しており、その時に自宅に集金人が来て母が国民年金保険料を納めていたことや母から長方形で青か黒の印が押されている年金手帳を見せてもらったのを覚えている。Aに住み込みで働くようになった昭和46年以降は1か月4、5万円を実家に仕送りしたり、母に小遣いとしてお金を渡したりしており、母がその中から私の国民年金保険料を払ってくれていたはずである。

申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付はその母が行ってくれたとしているが、その母は既に他界し、申立人も加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その母と同居していた昭和46年*月頃までに国民年金手帳を見たことがあるとして、当初は国民年金手帳に長方形の印が1年間分押されていたとしていたのを、長方形の印が押されていたのは納付書であったかもしれないと申述を変更しているが、B区では45年7月以降は納付書方式による保険料納付であり、年金手帳に1年分検認印が押されることは無く、当時の納付書も3か月ごとに1枚の納付書であるなど、申立人の申述内容は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和 50 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、払出時点では申立期間の大部分は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで
申立期間については、私が平成6年*月に20歳に達した頃に、母がA市役所で免除申請をしたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成6年*月に20歳に達した頃、その母がA市役所において、国民年金の加入手続と同時に免除申請をしたはずであると申述している。しかしながら、その母の年金手帳の交付時期、免除申請の承認通知等に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び免除手続に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間について遡って免除申請をすることは制度上できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、

具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 55 年 6 月に会社を辞め、同年 10 月頃、A 町役場（現在は、B 市役所）で国民年金の加入手続きを行い、同年 6 月まで遡って加入した。役場の担当者は同級生の母親だったのでよく覚えている。国民年金保険料は現金で、年ごとに銀行で納付していたと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に会社を辞め、同年 10 月頃、A 町役場で国民年金の加入手続きを行い、同年 6 月まで遡って加入し、国民年金保険料は現金で、年ごとに銀行で支払っていたとしているが、申立人は納付した保険料額を記憶しておらず、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 55 年 6 月から 56 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、57 年 1 月から 58 年 12 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索、A 町の 54 年 10 月から 59 年 2 月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A 町で作成された申立人の国民年金被保険者名簿の「受付」及び「手帳交付」欄には、「昭和 59 年 3 月 8 日」と記されている上、摘要欄には「昭和 59 年 1 月分より納付希望」と記入されている。

加えて、申立人の国民年金加入の際の役場の担当者であったとするその同級生の母親は、病気のため、供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間が未納であることを知ってから、申立期間の納付書・領収証書を持って年金事務所で相談したところ、「申立期間の国民年金保険料は時効後納付となり還付された。」との回答を受けた。しかし、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付している上、還付してもらった記憶も無く、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する申立期間の納付書・領収証書を根拠に、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付している上、還付を受けた記憶は無いとしている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間の納付書・領収証書には、「納付期限昭和 58 年 4 月末日迄」と記載されているにもかかわらず、「領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印」の欄に「59. 4. 19」と記載されるとともに納付した金融機関の領収日付が押印されていることから、申立期間の国民年金保険料は納付期限を過ぎてから納付されたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料を還付してもらった記憶は無いとしているが、還付整理簿に、金額「11,310」、還付事由「時効期間納付 56. 1～56. 3」、支払年月日「59. 8. 8」と、それぞれ記載されており、還付金額を含めそれらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年12月まで

私は、国民年金に加入するよういわれたので、A市役所（現在は、B市役所）か、A市役所C支所（現在は、廃止）で、国民年金の加入手続をしたと思う。年金手帳が交付されたかは覚えていない。当時の保険料を納付するために払戻しをした貯金通帳が見つかったので、保険料は恐らく自分で納付したのだと思う。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入するよういわれ、A市役所又はA市役所C支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は当時の申立人の貯金から引き出して納付したとしているが、申立人は高齢のため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、これらの状況が不明である。

また、申立人名義の貯金通帳の申立期間当時の昭和45年10月から47年3月までのページには、摘要欄に「国民年金」と、払戻金額欄にそれぞれ1,350円と当時の国民年金保険料に相当する金額が記載されているものの、この金額が申立人の保険料であることを示す記載は認められず、一方、申立人の長男の妻は、オンライン記録から、当該貯金通帳に記載されている国民年金保険料相当額の払戻し年月日と同一年月日に、国民年金保険料を納付した記録が確認でき、これがその長男の妻の国民年金保険料の納付に当てられたものである可能性も否定できない。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申

立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで
申立期間に国民年金の加入記録があるが、自分で手続した覚えは無く、この間は、有限会社Aに勤務しており、給料から厚生年金保険料も引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、有限会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、有限会社Aが申立期間の途中の昭和 59 年 3 月 1 日から加入しているB基金の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の加入員資格取得は、申立人が再度同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日（オンライン記録による）と同じ 62 年 4 月 1 日となっている。

また、有限会社Aでは、申立期間の厚生年金保険関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明としている上、同僚からも申立人の保険料の給与からの控除について供述を得られない。

なお、有限会社Aにおける申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間直前の同社における申立人の被保険者資格喪失日（昭和 58 年 10 月 21 日）はオンライン記録と一致している上、「証返納年月日」欄に「58.10.29」と記載され、健康保険証を返納した旨の記録がある。

さらに、C市では、申立期間の全期間に国民健康保険の加入記録があるとしている上、オンライン記録によると、申立期間の一部期間（昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間）は国民年金保険料の申請免除期間となっているほか、申立人が申立期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月頃から同年 9 月頃まで
ねんきん特別便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間が昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 25 日までとなっているが、当該期間には同社に勤務しておらず、申立期間は同社の子会社である株式会社Bに勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、商業登記簿によると、昭和 46 年 4 月*日に成立、平成 8 年 10 月*日に株式会社Aに合併し解散しており、申立期間において株式会社Bは成立していない上、株式会社Aは、株式会社Bが子会社となった時期は「昭和 46 年 5 月」としている。

また、株式会社Aは、当時の資料を保管しておらず申立人の申立期間における勤務実態について確認できない上、申立期間に同社において被保険者記録を有する同僚 10 人に照会し、7 人から回答が得られたものの、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の申立期間の勤務に係る供述を得ることができない。

さらに、一人の同僚から試用期間があった旨の供述が得られたほか、申立人の雇用保険の被保険者記録には、申立期間において、株式会社A又は株式会社Bに係る被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 23 年 5 月 22 日から 26 年 4 月 1 日まで

昭和 22 年 7 月 1 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社し、59 年 4 月退職時まで勤務した。入社時は、当時の親会社である C 株式会社（現在は、D 株式会社）E 工場で勤務し、26 年 4 月に F 地の本社に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。調査して訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の在籍証明書及び人事台帳から、申立人が昭和 22 年 7 月 1 日に A 株式会社 G 営業所に見習職員として採用され、申立期間について、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に所属していた A 株式会社 G 営業所は、オンライン記録によると昭和 30 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A 株式会社 G 営業所の新規適用時に在籍していた 5 人のうち、回答を得られた二人は、共に昭和 30 年頃の入社でそれ以前の在籍者のことは不明としており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、B 株式会社は、「会社 O B から聴取したところ、見習期間は厚生年金保険に加入させていなかったとのことである。申立期間当時の当社 G 営業所では、一時期、親会社の C 株式会社 E 工場において職員を厚生年金保険に加入させていたが、その後各子会社での加入に切り替えられ

た。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

申立期間は、A郡のB校において、C職として勤務していた。この期間の共済組合、厚生年金保険等への加入記録が無いが、どちらかに加入していたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D会提出のE会発令の人事異動通知書により、申立期間の昭和 59 年 9 月 24 日から 60 年 3 月 31 日までF職として臨時的任用されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人が勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E会は、「臨時的任用職員のG組合への加入には、13 か月以上の勤務期間が必要である。また、申立人の所属組織が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年からであった。」としている。

さらに、E会は、申立期間当時の給与関係書類は保存期限経過のため保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

株式会社Aに係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が事実と相違している。私は、事業主として自分で月額報酬の届出をしており、給与額を全部は記憶していないが、最終の給与額は 20 万円であったのに 9 万 8,000 円に引き下げられているのはおかしい。全期間の記録を届け出た記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁（当時）の株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与明細書は無いものの昭和 47 年 7 月から 49 年 1 月まで給与額が 20 万円であったが 9 万 8,000 円に減額されており、それ以前の全期間についても給与額より減額されていると主張している。

しかしながら、107 か月ある申立期間のうち、87 か月が当時における厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を超えた額であったと主張している上、昭和 44 年 6 月から同年 10 月までの 5 か月間のオンライン記録は、当時における標準報酬月額の上限額の 6 万円であることが確認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、記録されている全員について標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない上、事業主である申立人の標準報酬月額は一般従業員よりも高額であることが確認でき、申立人の上記被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、当時、被保険者となっている者 18 人に照会し、回答のあった 10 人の全員が、「当時の自分の記録は正しい。又は、明確に記憶が無いが間違っているとは思わない。」と供述している上、「当該事業所の経営

は順調であり、給与の遅配は無く、社会保険料の滞納は無かったと思う。」と供述していることから、社会保険事務所（当時）が遡って標準報酬月額の減額訂正をする理由も見当たらない。

加えて、株式会社Aは昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同年 12 月*日に解散しており、当時の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料が分かる賃金台帳等の資料は存在していない。

その上、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 51 年 11 月から 55 年 4 月まで
③ 昭和 56 年 5 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで
⑤ 平成 5 年 5 月から 8 年 2 月まで
⑥ 平成 8 年 9 月から 11 年 10 月まで

年金事務所の記録では、申立期間①のA株式会社、申立期間②の株式会社B、申立期間③の株式会社C、申立期間④のD社、申立期間⑤のE社、申立期間⑥のF店に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。調査して、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚5人の供述から、申立人が申立期間①の一部期間にA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚の二人から、「試用期間中は厚生年金保険に加入させなかった。」との供述が得られた。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存する法人登記簿上の住所宛に事業主照会をするも回答を得られないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②の一部期間に株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②中の昭和54年9月1日からであり、事業主は、「当時の資料が保存されていないことから、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と供述している上、申立期間②に健康保険厚生年金保険被保険者原票で整理番号に欠番は無く、雇用保険の加入記録は適用事業所となる前の期間である。

また、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③について、株式会社Cは、当時の資料が保存されていないので在籍を確認できないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和60年5月13日であり、申立期間③当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所の新規適用時に被保険者記録のある同僚二人に照会し一人から回答を得られたが、申立人の名前を記憶していないことから、申立期間③当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 申立期間④について、事業主の供述から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、事業主も「社会保険に加入したことは無い。」としている。

また、申立人の申立期間④の一部期間において、別の事業所での雇用保険の加入記録が確認できる上、当該事業主は、申立人が勤務したのは平成11年3月から12年10月までであると供述しており、事業主が保管している12年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間④において、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間⑤について、厚生年金保険の適用事業所の記録からも法人登記からも申立人が記憶している住所でE社を確認することができず、同所でG店を営んでいる複数の店舗に照会したが、申立人の在籍を確認できず、申立人は上司及び同僚の名前を記憶していないことから、勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録が確認できず、申立人が申立期間⑤において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 6 申立期間⑥について、F店の経営会社である有限会社Gは当時の資料が無く勤務していたか否か不明としており、申立期間⑥に当該事業所で被保険者記録のある者二人に照会したが、回答を得ることができず、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録が確認できず、申立人が申立期間⑥において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 7 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 4 月 21 日まで
昭和 40 年 2 月 1 日から同年 11 月 5 日まで A 株式会社において勤務したが、厚生年金保険の記録において、被保険者期間が同年 4 月 21 日から同年 11 月 5 日までとされ、同年 2 月 1 日から同年 4 月 20 日までの記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 2 月 1 日から同年 11 月 5 日まで A 株式会社に勤務し、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、A 株式会社は既に解散しており、関係会社であった B 株式会社は、A 株式会社が独自に採用した従業員の人事記録は保存していないと回答している上、同社の元事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立人が記憶している同じ部署で勤務した同僚 5 人のうち、照会可能な者全 3 人に問い合わせ、全員から回答を得たが、このうち二人は申立人を記憶しておらず、申立人が A 株式会社入社にあたり紹介してくれたとするもう一人の同僚は、申立人を記憶しているものの、入社時期及び勤務についての具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に被保険者であった者 12 人に問い合わせ、8 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月から同年4月1日まで
② 昭和28年9月1日から31年9月まで

昭和28年2月から31年9月まで株式会社Aにおいて継続勤務した。しかし、このうち28年2月から同年4月1日までの期間及び同年9月1日から31年9月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年2月から31年9月まで株式会社Aにおいて継続勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、株式会社Aは既に解散している上、元事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することはできなかつた。

また、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者全12人に申立人について問い合わせたところ、10人から回答を得、うち7人が申立人を記憶していたものの、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかつた。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月頃から 31 年 4 月頃まで
② 昭和 31 年 11 月頃から 32 年 4 月頃まで

申立期間にA株式会社で季節労働者としてB業務をしたことがあるが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。

弟は、昭和 33 年 12 月から 34 年 4 月までの期間及び同年 11 月から 35 年 4 月までの期間、同社で季節労働者としてB業務をしており、その間の厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 11 月頃から 31 年 4 月頃までの期間及び同年 11 月頃から 32 年 4 月頃までの期間、A株式会社において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立人が一緒に働いていたとする上司の厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が申立期間後の 33 年 12 月 2 日、資格喪失日が 34 年 4 月 25 日となっていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる。

また、A株式会社の事業主は、同事業所において、申立期間当時の季節労働者を厚生年金保険の加入対象としていたか否かについては不明であり、申立期間当時の季節労働者の在籍が確認できる資料も無いと供述しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していたことが確認できる同僚 17 人に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の

控除の有無、申立期間における季節労働者の取扱いについて照会をしたが、回答のあった 13 人全員が具体的に記憶していなかった上、13 人全員が正社員であり、季節労働者はいなかった。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4985 (事案 1657 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 26 日から 41 年 12 月 12 日まで
埼玉地方第三者委員会事務室からの平成 21 年 10 月 7 日付け「年金記録に係る確認申立てについて(通知)」によると、申立ては認められないとの結論であった。しかし、この結論に納得できないので、新たな資料は無いが、再度調査の上、申立期間に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A株式会社B支社に勤務していた当時の申立人の記憶が曖昧で勤務期間等の特定ができず、また、申立人には雇用保険、健康保険等の社会保険の記録が無く同社の従業員名簿台帳にも申立人の記録は残っていない上、同社では「当時の『営業』は職種が多岐に分かれており、それぞれの職種によって社会保険の適用が異なっていた。」と回答しているところ、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚と申立人との間には給与形態や採用の経緯に大きな隔たりがあり同じ採用条件とは認め難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録を訂正する必要は無いとする通知が行われている。

今回、オンライン記録により、A株式会社B支社において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、申立人が記憶していた同僚の姓と同姓の者一人及び前回申立てで申立人とともに同社に勤務していたとする同僚が記憶していた同僚の姓と同姓の4人に追加照会するも、全員が申立人に記憶は無いと供述している。

また、今回改めて申立期間についてA株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を再調査するとともに、オンライン記録により氏

名検索を行ったが、申立人の記録は確認できなかった。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで
昭和 41 年 12 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 支社に勤務したが、失業保険被保険者離職票に記載されている賃金額と標準報酬月額に差があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の失業保険被保険者離職票には、昭和 46 年 6 月から同年 11 月までの賃金額が記載されており、当該賃金額において、報酬月額 5 万 3,045 円（当該 6 か月間の平均額）が支給されていたことが認められる。

しかしながら、申立人と同じく昭和 41 年に入社し同じ職種であった同僚の、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額は、同年 12 月から 46 年 9 月までは申立人と同等級、同年 10 月から同年 12 月までは申立人と 1 等級差であることが確認できる。

また、複数の同僚は、当時の標準報酬月額や保険料控除額について疑問を感じたことは無いと回答しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、事業主は、当時の書類も無く、社会保険に関する届出、保険料控除及び納付については不明としている上、D 組合（当時は、E 組合）においても、当時の書類等無く、確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年5月20日まで

昭和34年2月から同年7月までA院にB職として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同院における被保険者の資格取得日が34年5月20日になっているので、実際に勤務していた申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA院の当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同院にB職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A院に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間前後に同事業所に勤務していることが確認できる元同僚8人に照会したところ、5人から回答があり、うち3人が入社日を記憶しており、この3人は、いずれも入社日から2か月から3か月後に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの一人は、「当時、A院には3か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、同事業所では一定期間の試用期間を設け、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A院を引き継いだC院の事業主は、「当時の従業員に関する資料は保管しておらず、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 11 日から 37 年 8 月 1 日まで
社会保険庁（当時）から送られてきたねんきん特別便を確認したところ、A社（現在は、株式会社B）C支店からD支店へ転勤になった際の標準報酬月額が下がっている。給料が下がるはずはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、申立期間に申立人の給与から控除した厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は「不明。」としている上、申立人に係る人事記録等の保管は、「E台帳」及び「人事記録表」のみであるとし、当該記録の写しを提出しているが、当該記録には、申立内容を確認できる記載は見当たらない。

また、F基金は、「申立人が加入していた厚生年金基金は「G基金（設立当初の名称）」であり、同基金の設立は昭和 42 年 1 月 * 日付けであり、申立期間は設立前にあるため基金の加入記録は無い。」としている。

さらに、申立期間当時のA社D支店長は死亡しており、昭和 33 年 8 月から 39 年 1 月までの期間に同支店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性の同僚のうち、所在が確認できる 13 人に対して照会を行い、回答があった同僚 11 人は、全員申立期間当時の給与明細の保管は無く、申立期間当時の社会保険事務担当者は所在が不明であるため、申立人の申立内容について確認をすることができない。

加えて、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社において資格を取得した際の標準報酬月額は、2万2,000円

と記録されていることが確認できるところ、当該名簿には標準報酬月額を訂正した痕跡は見られない。

また、申立人は、A社C支店から同社D支店へ転勤になった際の標準報酬月額が下がっているのは疑問であるとしているが、同社C支店に係る、職歴審査照会回答票〔個人情報〕によると、4人が異動先の支店において取得時標準報酬月額の低下が確認でき、当該4人のうち、所在が確認できる二人に自身の標準報酬月額について照会したところ、回答があった一人は、「駆け出し時代のため、当時のことは覚えていない。自身の標準報酬月額が低下しているかは分からない。」としている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から35年9月15日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が昭和30年7月1日になっているが、実際に勤務した期間と相違するため35年9月15日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間についても継続してB業務に従事していた旨を供述しているものの、同社の元事業主は、「当時の人事記録及び給与関係書類は、全て廃棄しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。」と供述している。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和30年7月1日）が同一である同僚は5人存在しているものの、いずれも死亡及び所在不明等のため、申立人の申立期間に係る勤務実態については確認することができない上、申立期間前後に記録が確認できるほかの同僚からも明確な回答が得られない。

さらに、株式会社Aの元事業主は、申立人と資格喪失日が同一である前述の同僚5人の中に、当該資格喪失日以降も同社に勤務していた者がいたと記憶していることから、申立人の申立期間において、厚生年金保険に加入させていない社員がいたことがうかがえる。

加えて、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンラインの記録と一致している上、このほか、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月頃から21年10月頃まで
終戦直後の昭和20年9月頃にA市内のB組合に運転助手として入社した。Cを配達していた。また、市内5か所に小売店もあり、そこにはDを運んでいた。翌年の7月には自動車運転免許証を取得し運転手として21年10月頃まで同社に勤務していた。社会保険事務所(当時)では申立期間の記録が無いとのことだが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているB組合の業務内容及び所在地並びに氏名を記憶している同僚3人のうち、二人の氏名が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている氏名と一致することから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、同事業所は、申立期間のうち、昭和20年9月15日から21年1月1日までの期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、事業主は他界し、25年9月30日に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、申立人は、同期入社と同僚3人の氏名を記憶しているものの、そのうちの一人は、「申立人にB組合で一緒に働こうと誘われたことは記憶しているが、家業を継ぐために断ったので同組合には勤務していない。」と供述しており、残る二人には連絡が取れない上、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡が取れた3人は、「申立人のことを知ら

ない。」と供述している。

さらに、B組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用時である昭和 21 年 1 月 1 日以降申立期間内に資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月まで
② 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで

有限会社Aは、B業種というよりはC業種で、D町にあり、主にE業務を行っていた。同社には、昭和 43 年 5 月頃からF社G支社に勤務する直前の 45 年 5 月まで勤務していた。仕事の内容は、H業務であった。

勤務形態は、月曜日から土曜日までの朝 8 時 30 分から午後 5 時までで、2、3人の学生がいて、学生以外に5、6人働いていた。I氏が同僚としており、当時の店主のJ社長は、60歳半ばであった。

また、昭和 52 年 5 月から同年 9 月頃まで、K施設にあったL株式会社（現在は、株式会社M）に留学から一時帰国し、短期間だがN担当として勤務したが、勤務の証明や給与支払については記憶以外には何も無いのが実情である。

この両社での厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が有限会社Aの住所地及び同社において被保険者記録の確認できる同僚の氏名を覚えていたこと、及び同僚の一人が、「申立人を覚えており、昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月頃まで一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、後に取締役となった同僚は、「人の変動が多く、申立人を全く覚えていないが、採用試験や紹介で入社の場合は、正社員として社会保険に加入させたが、申立期間については、アルバイトで採用し

たものが多くいたと記憶している。」と供述しており、同じく後に取締役になったほかの一人は、「パート、アルバイトは社会保険に加入させない扱いであった。」と供述しているところ、申立人の勤務状況を供述している同僚は、「事業所では、試用期間が6か月間程度あり、正社員となって社会保険へ加入したが、正社員でも社会保険への加入は、希望者のみを加入させていた。」と供述しており、ほかの同僚も同様の供述をしていることを踏まえると、当時、事業主は、同社で勤務する正社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間の有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿（紙台帳）には、申立人の氏名は見当たらず、申立人の勤務状況を供述している同僚が、申立人と同じ職種の同僚として氏名を上げた者の被保険者記録も見当たらない。

さらに、有限会社Aは、平成2年7月に解散し既に清算されており、当時の事業主、取締役二人及び申立人が氏名を覚えていた上司も既に亡くなっていて、申立期間の保険料控除等に係る照会ができなかった。

なお、申立人の有限会社Aにおける雇用保険被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、株式会社Mからは、「給与明細、賃金台帳等は、法的な保存義務期間を超過し保存してないため、申立人の勤務実態は確認できない。正社員として採用された者は、入社日と退社日の紙台帳の記録（入社履歴）が残されているが、昭和52年の入社履歴に申立人の記録は載っておらず、52年は、正社員の入社日は、同年4月1日と同年7月4日だけで、ほかの月の入社は無く、申立人の入社日が、中途の同年5月であることから、アルバイト扱いであった可能性が非常に高い。」との回答があった。

また、同社は、「厚生年金基金があり、厚生年金と併せて基金加入となっていたので、申立人の基金加入履歴を照会したが、該当無しとの回答があり、健康保険についても、〇組合であるため、申立人の加入履歴を照会したが、該当なしとの回答があったことから、申立人に係る被保険者資格取得及び資格喪失の届出を行っていない。パート及びアルバイトの社会保険加入（届出の提出）については、平成8年5月に社会保険事務所（当時）の指導を受けて対応を開始し、その前は、社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人の出入国記録において、申立人は、昭和52年4月21

日に帰国し、同年9月13日に日本を出国していることが確認できる上、申立期間の同社に係る健康保険事業所別被保険者名簿（紙台帳）において、被保険者資格取得日が52年4月1日から同年11月14日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、同年5月及び同年6月に被保険者資格を取得した者が一人もいないことが確認できるとともに、同社における申立人の雇用保険被保険者記録も確認できない。

加えて、同社において、昭和52年4月1日から同年7月4日までに被保険者資格を取得した同僚8人に照会し4人から回答があったが、全員が申立人を覚えていないとしており、申立期間の保険料控除等に係る供述を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
申立期間において、株式会社Aで事務員として働いていた時の厚生年金保険の被保険者記録が漏れているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aに保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、記載されている被保険者二人のうち、申立人の欄には1行に渡り抹消線が引かれ、「退職」と朱書きされている上、健康保険被保険者証の番号欄は、申立人のみ空欄となっていることが確認できる。

また、同社の元事業主は、「申立人は、当社に在籍はしていたが、何らかの理由で社会保険の加入はされていなかったように思う。」と供述している。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 37 年 3 月まで

A 区の B 社又は C 株式会社のいずれかに昭和 30 年 4 月から 37 年 3 月まで勤務し、D 業務をしたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社又は C 株式会社のいずれかに勤務していたと主張しているところ、C 株式会社の厚生年金保険に加入していた複数の従業員が、申立人は、B 社で E 業務をしていたと供述している。

また、適用事業所名簿によると、C 株式会社は昭和 27 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、B 社が厚生年金保険の適用事業所になっていることは確認できない。

このことについて、C 株式会社の事業主（B 社元事業主の親族）は、「申立人は、C 株式会社に勤務していない。B 社に勤務していた。C 株式会社と B 社は同じ場所（F 地）にあったが、別経営の会社であり、B 社は個人事業のため、厚生年金保険に加入していない。B 社の事業主も厚生年金保険に加入しないで、国民年金に加入していた。」旨の回答をしている。

なお、C 株式会社の申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、B 社に勤務し、厚生年金保険には加入していないと供述しているところ、C 株式会社における当該同僚の加入記録も無い。

加えて、申立人が事業主により給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月26日から54年9月1日まで
A株式会社勤務していた期間のうち、昭和51年10月26日から54年9月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白の期間がある。同社には、途中で退職したり再就職したことは無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A株式会社勤務していたことは、雇用保険の記録により認められるが、同僚の供述から、パートやアルバイトなど厚生年金保険に加入しない雇用形態も存在していたことがうかがえるほか、事業主は、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立てについては不明と回答している上、申立人を記憶している複数の同僚も、申立期間当時の保険料控除については不明と供述している。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和27年7月5日に資格を取得し、51年10月26日に資格を喪失し、同年10月28日に健康保険証の返納処理がされ、54年9月1日に再取得していることが確認できる上、当該記録に訂正等の形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 7 月 28 日まで
有限会社Aに勤務した期間のうち、平成15年10月1日から16年7月28日までの期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与と相違している。給与額が申立期間前とほぼ同じ額であるにもかかわらず、標準報酬月額が途中から半分になっていることに納得できないので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金通帳において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額な給与が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録の有限会社Aに係る被保険者記録照会回答票から、申立期間当時、大部分の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額の標準報酬月額に減額処理されていることが確認できる。

また、当該事業所の経理担当者は「当時の資料は保管されていないが、申立期間の平成15年からは、給与体系を変更して給与分と請負分とに分割して支払った。社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額は給与分のみであり、届出額により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除している。低い月額を届け出たにもかかわらず高い月額に基づく保険料を差し引くようなことはしていない。従業員には給与体系の変更を説明してある。」と供述している。

さらに、同僚照会で回答のあった4人のうち3人は、それぞれ「途中から保険料が3分の1くらいに少なくなった。また、Bを買って自分のことを自分で行うようになった。」、「入社時には普通に給与を受けていたが、

途中の平成15年頃から個人事業主に変更となった。そのため、退職までの数年間は青色申告をした。」「勤務していた途中で給与体系が変わり給与が月2回の支払になった。」と供述している。

加えて、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出した賃金月額、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

なお、申立人提出の預金通帳の記載から平成16年4月に振り込まれた支払額が前月の振込額より少なくなっていることが確認できるが、減額となっている原因は、同年3月に介護保険料率が改定されたことに伴って生じた健康保険料の差額（増額分）であることが考えられ、その差額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく健康保険料の差額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A 株式会社に昭和 51 年 1 月 21 日から平成 13 年 10 月 9 日まで勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、期間の特定はできないものの A 株式会社に勤務していたことは、同僚の供述によりうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 株式会社は、昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 株式会社は既に解散している上、当該事業所に係る商業登記簿謄本で確認できる元事業主及び元役員に照会したものの回答が無いため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 株式会社の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得した全 6 人のうち所在の確認できる同僚 4 人に照会して二人から回答を得たが、そのうちの一人は、「自分は、A 株式会社が設立された昭和 51 年 1 月頃から同社に勤務していた。会社設立当時は、会社が厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。会社が厚生年金保険に加入したのは自分の被保険者記録がある 51 年 4 月 1 日からだ。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年頃から 34 年頃まで

A氏は亡くなっているが、実兄のB氏は、「A氏は私と一緒に昭和25年頃から34年頃までC株式会社に勤務していた。」と言っていた。その後、A氏が同社の社章が描かれているトラックに乗っている写真が見付かり、勤務していたことは間違いないと確信をした。一日も早く、記録を直してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の実兄が、「昭和25年頃から34年頃までA氏(申立人)と一緒にC株式会社に勤めた。」と言っていたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人の実兄にはC株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い上、その息子は、「父は、C株式会社に勤務したことは無いと言っていた。」と供述している。

また、C株式会社は、「申立人に関する資料は無いため、勤務していたかどうかは不明である。」としている。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に資格記録のある同僚のうち、所在の確認できる12人に照会し、8人から回答を得たが、うち一人が「申立人に記憶があるような気がするが、社員ではなかったと思う。」と回答している以外は、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から33年9月1日まで
昭和31年9月1日から34年3月1日までA株式会社の運転手として勤務していたが、その間の31年9月1日から33年9月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社の運転手として勤務していたとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和33年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、勤務実態等について供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者であって連絡できた当時の元同僚二人に勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月10日頃から37年5月20日頃まで
(A事務所: B店)
② 昭和37年6月21日頃から38年9月23日頃まで
(C株式会社)
③ 昭和39年8月24日頃から40年2月19日頃まで
(D株式会社)
④ 昭和40年5月29日頃から同年6月25日頃まで
(E株式会社(現在は、株式会社F))
⑤ 昭和40年10月29日頃から42年4月26日頃まで
(G株式会社(現在は、H株式会社))
⑥ 昭和42年10月28日頃から43年1月17日頃まで
(I株式会社)
⑦ 昭和47年6月21日頃から同年7月16日頃まで
(J株式会社)
⑧ 昭和47年8月10日頃から同年10月1日頃まで
(K株式会社(現在は、L株式会社))
⑨ 昭和47年11月26日頃から48年4月1日頃まで
(M施設(現在は、N市役所))
⑩ 昭和50年1月5日頃から同年3月14日頃まで
(O株式会社)
⑪ 昭和50年4月3日頃から51年9月18日頃まで
(P株式会社(現在は、Q株式会社))
⑫ 昭和52年1月25日頃から同年2月26日頃まで
(R株式会社)

私は、申立期間①から⑫までについては、それぞれの会社にS業務担当として勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、オンライン記録では該当する事業所（B店及びC株式会社）及び申立人の記録は確認できず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①について、T町（現在は、N市）に所在したU施設でV業務を行っていたA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間①当時に勤務していた元同僚21人に対して照会したところ、これに回答した8人全てが申立人を記憶していない上、当該事務所が廃止された後に関係書類の移管を受けたW局においても、申立人の勤務記録は確認できない。

さらに、当該事務所に係る当該名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間②の一部である昭和37年6月21日頃から38年6月15日までは、株式会社Xの被保険者であることが確認できる。

- 2 申立期間③、⑦及び⑧について、各申立期間当時に該当事業所に勤務していた元同僚合計15人に対して照会したところ、これに回答した9人全てが申立人を記憶していない上、各事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の各申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間③、⑦及び⑧の各事業所に係る申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿及び被保険者原票においても、各申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

- 3 申立期間④について、株式会社Fの事業主は、「当時の資料が無いため、申立人を雇用していたかどうか不明。」と回答しているが、申立期間④当時に当該事業所に勤務していた元同僚7人に対して照会したところ、これに回答した4人の元同僚のうち一人は、「勤務期間は不明だが、申立人はS業務のパート社員として勤務し、1日4時間労働だった。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの申立人が当該

事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元同僚は、「申立人の労働時間は短時間であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は厚生年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、事業主及び上記照会に回答した4人全ての元同僚は、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について「不明。」と供述していることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、被保険者原票においても、申立期間④に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

- 4 申立期間⑤について、申立期間⑤当時にH株式会社に勤務していた元同僚20人に対して照会したところ、これに回答した14人全てが申立人を記憶していない上、事業主は、「当時の人事関係資料が無いため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、事業主は、「当時の社会保険関係資料を保管しているが、申立人は確認できない。」と回答している上、複数の元同僚は、「当時のS業務は、申立人と異なる性別の社員一人が担当していた。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿においても、申立期間⑤に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

加えて、オンライン記録において、申立期間⑤の一部である昭和40年10月29日頃から同年12月8日までは株式会社Y、41年9月19日から同年10月21日まではZ株式会社の被保険者であることが確認できる。

- 5 申立期間⑥について、申立期間⑥当時にI株式会社に勤務していた元同僚8人に対して照会したところ、これに回答した5人全てが申立人を記憶していない上、事業主は、「当時の人事関係資料が無いため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、事業主は、「当時の社会保険関係資料を保管しているが、申立人は確認できない。当時のS業務は、申立人と異なる性別のパートの社員一人が担当していた。当時は全社員が入社後3か月間は見習期間であ

り、社会保険は未加入だった。」と回答している上、元同僚の一人も「採用後3か月は試用期間で社会保険は未加入だった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿においても、申立期間⑥に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

- 6 申立期間⑨について、a地に所在するM施設を運営していたN市役所は、「申立人を正職員として雇用した記録は無い。昭和56年以前に臨時職員を厚生年金保険に加入させた記録も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録から、N市役所は、昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑨当時は適用事業所ではないことが確認できる。

- 7 申立期間⑩について、O株式会社の事業主は、「申立人の記録が存在しないため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の申立期間⑩における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿においても、申立期間⑩に申立人の氏名は確認できない。

- 8 申立期間⑪について、申立期間⑪当時にQ株式会社に勤務していた元同僚17人に対して照会したところ、これに回答した16人全てが申立人を記憶していない上、事業主は、「雇用していた記録が存在しないため、申立人を雇用しておらず、保険料も控除していない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑪における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間⑪当時にS業務を管理していた総務課職員を含む複数の元同僚は、「当時のS業務は業務委託していた、委託先の株式会社bから派遣された女性3人が担当していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としてc市に所在する株式会社bが確認できるが、同社の厚生年金保険新規適用日は昭和53年6月21日であり、申立期間⑪は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

加えて、Q株式会社に係る申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入

記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿においても、申立期間⑪に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

- 9 申立期間⑫について、申立期間⑫当時にR株式会社に勤務していた元同僚15人に対して照会したところ、これに回答した12人全てが申立人を記憶していない上、事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の雇用及び保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立人の申立期間⑫における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所に係る申立人の厚生年金基金、雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、事業所別被保険者名簿においても、申立期間⑫に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

- 10 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 11 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 20 日から 44 年 4 月 1 日まで
学校の友人の紹介で、昭和 41 年 3 月 20 日から A 町所在の有限会社 B に就職した。勤務先は C 地に所在した有限会社 B の支店であり、44 年 3 月 31 日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに申立人が記憶している事業所所在地、事業主名及び勤務実態に関する申立内容から、申立人が申立期間において、有限会社 B に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の適用事業所名簿によると、有限会社 B は、昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、有限会社 B の当時の事業主は、「有限会社 B は、昭和 62 年 5 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となったので、それ以前は、社員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。自分も含め家族は、国民年金発足時の 36 年 4 月 1 日から国民年金に加入し、申立人の申立期間も含め、厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、国民年金保険料を納付している。従業員の年金については、個々に対応していた。」と供述している。

さらに、複数の元同僚は、「有限会社 B は、昭和 62 年 5 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となったので、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保

除料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。